

新宿区告示第231号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第120条第1項の規定に基づき、第二市ヶ谷マンション敷地売却組合の設立を認可したので、同法第123条第1項の規定により、次のように告示する。

令和元年8月15日

新宿区長 吉住 健一

- 1 組合の名称
第二市ヶ谷マンション敷地売却組合
- 2 売却マンションの名称及びその所在地
ア 名 称 第二市ヶ谷マンション
イ 所 在 地 新宿区市谷田町二丁目32番
- 3 事務所の所在地
東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目14-9
ヤナギヤビル6階株式会社新都市開発機構事務所内
- 4 設立認可の年月日
令和元年8月15日
- 5 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法
当該マンション1階エレベータ横の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。